

1. 保育所等における使用済み紙おむつの自園処分について

本年10月から、本市の公立保育所等において使用済み紙おむつの自園処分を始め、保護者の持ち帰りをなくすとともに、私立認可保育所等を対象に使用済み紙おむつの処分費および保管用ごみ箱の購入費の補助を行います。

1. 趣旨

本年1月に国から、「保育所等において使用済み紙おむつの処分を行うことを推奨する」との通知を受け、本市の公立保育所等において、保護者や保育士の負担軽減および感染症予防を目的に、これまで保護者の持ち帰りとしていた使用済み紙おむつの自園処分を始めます。また、私立認可保育所等における自園処分を促し、保護者の経済的負担や施設の運営費負担の軽減を目的に、使用済み紙おむつの処分費および保管用ごみ箱の購入費への補助を行います。

2. 事業内容

(1) 公立保育所等

保護者から実費徴収することなく、保育所等で使用済み紙おむつの処分を行う。

(2) 私立認可保育所等

① 使用済み紙おむつの処分費補助 **県内初**

補助単価：3歳未満児1人当たり月額100円

対象施設：市内の私立認可保育所等のうち、3歳未満児が利用する施設

② 使用済み紙おむつの保管用ごみ箱の購入費補助

対象施設：新たに自園処分を開始しようとする施設

※国庫補助を活用

【参考】県内他市町村の状況等

(1) 県内他市町村の状況

- ・10市町村では、公立保育所等で使用済み紙おむつの処分を行っている(実費徴収なし)。
- ・私立認可保育所等のある15市町では、使用済み紙おむつを自園処分する場合の補助はない。

(2) 本市の私立認可保育所等の状況

保護者が持ち帰っている	20施設／137施設(約15%)
保育所等で処分している	117施設／137施設(約85%)
うち、実費徴収あり	2施設／117施設

公立保育所等について・・・【保育・幼児教育課 内線4291】
 私立認可保育所等について・・・【子ども入園課 内線4283】